

学校法人中村学園役員の報酬等に関する規程

令和2年3月31日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中村学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 専任理事とは、理事の職務に専任し、常時勤務することを原則とする理事をいう。
- (3) 兼務理事とは、本法人の教職員で、理事の職務を兼務する理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、学園外に本務を有するか、又は常時勤務を要しない理事をいう。
- (5) 非常勤監事とは、学園外に本務を有するか、又は常時勤務を要しない監事をいう。
- (6) 役員の報酬等とは、俸給、手当、賞与、退職金、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
この役員の報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 専任理事 専任理事俸給，専任理事手当，賞与，退職金
- (2) 兼務理事 兼務理事手当，退職金
- (3) 非常勤理事 非常勤役員手当，退職慰労金
- (4) 非常勤監事 非常勤役員手当，非常勤監事手当，退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 専任理事の俸給月額、その担当職務、年齢、経歴等を勘案し、別表第1の役員俸給表の俸給月額のうちから理事会が定める。

- 2 専任理事の俸給は、当該任期(3年間)中は昇給を行わない。ただし、役員俸給表の改定が行われた場合、これに基づきその年度から改定する。
- 3 専任理事が重任したときは、原則として、従前に受けていた号俸の1号上位に昇給する。
- 4 専任理事手当は月額とし、別表第2に定める算式により算出される額を基準として理事会が定める。但し、事業理事については、収益事業部門の業績を勘案し、理事会の議を経て、その額を増額又は減額することができる。

- 5 兼務理事手当は月額とし、別表第3に定める算式により算出される額を基準として理事会が定める。
- 6 兼務理事手当は、兼務理事となった月から兼務理事でなくなった月まで支払う。
- 7 非常勤役員手当は年額とし、別表第4に定める算式により算出される額を基準として理事会が定める。
- 8 非常勤監事手当は年額とし、別表第5に定める算式により算出される額を基準として理事会が定める。
- 9 専任理事の賞与の年額は、俸給に支給月数を乗じた額とし、その支給月数は、職員の標準支給月数に1.5か月を加えた月数を上限として理事会が定める。但し、事業理事については、収益事業部門の業績を勘案し、理事会の議を経て、その額を増額又は減額することができる。
- 10 第2条1項6号に定める役員の退職金は、専任理事については、役員としての在任期間1年につき支給率2.0を、兼務理事については、役員としての在任期間1年につき支給率1.0を、退職の日の発令済俸給月額に乗じて算出する。ただし、期間計算において在任1年未満の端数月数は切り上げる。
- 11 第2条1項6号に定める役員の退職慰労金は、在任3年の1期間につき役員が退職又は死亡当時受けていた非常勤役員手当年額1年分に相当する額とする。ただし、在任期間の計算において1期間3年の中途就退任の場合は、1期間在任として計算する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 専任理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 専任理事俸給及び専任理事手当 毎月25日
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
 - (3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 兼務理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 兼務理事手当 毎月25日
 - (2) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 3 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 非常勤役員手当及び非常勤監事手当 6月と12月に年額の半額ずつ支給
 - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 4 報酬等の支給日が土曜日または休日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支払うものとする。
- 5 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座振込により支給する。

6 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額がある場合には、それを控除して支給する。

7 非常勤理事及び非常勤監事が、理事会、評議員会及び監査に出席したときは、その費用弁償として、法令に基づき控除すべき金額を控除して、一日当たり 8,000 円を支払う。

(功労加給)

第 6 条 役員在職中、特に功労があったと認められる者には、功労加給金を支給することができる。

2 前項の功労金の額は、理事長が理事会に諮って定める。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(細則)

第 8 条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

1. この規程は、令和 2 年 3 月 31 日より施行する。

2. この規程の制定により、学校法人中村学園役員報酬規程(平成 2 年 10 月 1 日制定)、役員報酬支給細則(平成 2 年 10 月 1 日制定)及び学校法人中村学園役員退職慰労金及び退職金支給規程(昭和 49 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

3. この規程施行以前に役員に就任し、この規程施行以後も引き続き在任する者は、この規程を適用する。

別表第1 役員俸給表

号俸	俸給月額
1	558,000 円
2	608,000 円
3	657,000 円
4	706,000 円
5	761,000 円
6	818,000 円
7	895,000 円
8	965,000 円
9	1,035,000 円
10	1,107,000 円
11	1,175,000 円

別表第2 専任理事の手当（月額）

理事長	役員俸給表第6号俸の25%
副理事長	役員俸給表第6号俸の20%
事業理事	役員俸給表第6号俸の15%

別表第3 兼務理事の手当（月額）

兼務理事手当	役員俸給表第6号俸の6%
--------	--------------

別表第4 非常勤役員の手当（年額）

非常勤役員手当	役員俸給表第6号俸の60%
---------	---------------

別表第5 非常勤監事の手当（年額）

非常勤監事手当	非常勤役員手当の30%
---------	-------------